

## 帰国者・入国者に関する関係自治体への情報提供について

現在、感染症危険情報レベル3（入国拒否対象地域）から入国・帰国する場合、検査結果が判明するまでの間、空港内の待機スペースや検疫所長が指定した宿泊施設において入国者・帰国者を留め置くとともに、検疫所長から関係自治体に対して入国者等に関する情報提供を行っていただいている。

国は10月30日に韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ブルネイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランドの9か国・地域について、感染症危険情報レベル3からレベル2に引き下げた。また、レベル2の国等からの入国する場合には、原則、入国時の検査が不要とされた（11月17日現在で43の国等がレベル2）。

中部国際空港においては、11月1日以降、レベル2に引き下げられた国等のうち、台湾と韓国からの国際便が週1便程度到着しているが、入国時の検査が原則行われておらず、入国者等に関する情報が関連自治体へ提供されていない。

今後、レベル2の国等からの到着便が増加し、海外からの帰国者・入国者が増加することから、万一の体調悪化の場合に備え、自治体が迅速・的確にフォローアップしていくため、入国者・帰国者に関する情報を、速やかに関係自治体に提供する仕組みを構築していただきたい。

2020年11月21日

愛知県知事 大村 秀章

岐阜県知事 古田 肇

三重県知事 鈴木 英敬